

安田町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、安田町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例（平成28年条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の所得基準)

第2条 条例第5条及び第6条第1項第2号の規則で定める所得の基準額は、15万8千円を超え48万7千円以下とする。ただし、所得が15万8千円以下の者であっても、今後この所得の基準に該当することが見込まれる者については、この所得の基準に該当するものとみなす。

(入居の申込)

第3条 条例第7条の入居を希望する者は、別記第1号様式による安田町地域優良賃貸住宅入居申込書を町長に提出しなければならない。

(入居の手続)

第4条 条例第8条の規定による入居者の決定通知は、別記第2号様式による安田町地域優良賃貸住宅入居決定通知書により通知するものとし、入居決定を受けた者は入居許可された地域優良賃貸住宅の所在地に住所を定めるものとする。

2 条例第12条第1項第1号の規定による安田町地域優良賃貸住宅賃貸借契約は、別記第3号様式のとおりとする。

3 前項に規定する契約書には、入居決定を受けた者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

4 入居者は、連帯保証人が死亡し、又は町長から不相当と認められたときは、直ちに新たな連帯保証人を定め、別記第4号様式による連帯保証人変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

5 条例第12条第3項の規定による地域優良賃貸住宅入居決定取消通知書は、別記第5号様式のとおりとする。

6 条例第12条第4項の規定による地域優良賃貸住宅入居可能日通知書は、別記第6号様式のとおりとする。

(家賃額)

第5条 条例第13条に規定する額は、別表のとおりとする。

(所得の申告)

第6条 条例第15条に規定する所得の申告は、毎年8月31日までに別記第7号様式による地域優良賃貸住宅所得申告書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された所得申告書に基づき、毎月の家賃額を算出し、別記第8号様式による家賃通知書により入居者に通知するものとする。

(減免又は徴収猶予)

第7条 条例第17条に規定する家賃の減免又は徴収猶予を申請するときは、別記第9号様式による地域優良賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により家賃の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、別記第10号様式による地域優良賃貸住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書により通知しなければならない。

(同居の承認等)

第8条 条例第18条の同居の承認を得ようとする者は、別記第11号様式による地域優良賃貸住宅同

居承認申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があった場合において、同居しようとする者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）や3親等以内の親族又は特別の事情がある者であって、同居させる必要があると認めるときは、これを承認することができる。ただし、当該承認を得ようとする者が、条例第28条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は承認をしてはならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があった場合において同居の承認をするときは、別記第12号様式による地域優良賃貸住宅同居承認書により、同居の承認をしないときは、その旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 入居者は、氏名等に変更があったとき、又は出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、別記第13号様式による地域優良賃貸住宅同居者異動等届出書により町長に届出をしなければならない。

（入居の継承等）

第9条 条例第19条の引き続き地域優良賃貸住宅に居住することの承認を得ようとする者は、当該地域優良賃貸住宅の入居者が死亡し又は退去した日から10日以内に別記第14号様式による地域優良賃貸住宅入居承継承認申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合において入居の承継の承認をするときは、別記第15号様式による地域優良賃貸住宅入居承継承認書により、入居の継承の承認をしないときは、その旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

（不使用の届出）

第10条 条例第24条第2項の規定による不使用の届出は、地域優良賃貸住宅を使用しなくなる日の5日前までに別記第16号様式による地域優良賃貸住宅不使用届出書により町長に届出をしなければならない。

（模様替え等）

第11条 条例第24条第5項ただし書の地域優良賃貸住宅を模様替えし又は増築することの承認を得ようとする者は、別記第17号様式による地域優良賃貸住宅模様替え等承認申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、模様替え等の承認をするときは別記第18号様式による地域優良賃貸住宅模様替え等承認書により、模様替え等の承認をしないときは、その旨を書面により当該申請した者に通知するものとする。

（迷惑行為等）

第12条 条例第25条に規定する迷惑行為等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ペット類の飼育
- (2) 楽器等の騒音
- (3) 暴力行為等
- (4) その他公の秩序又は善良な風俗に反する行為

- 2 町長は、前項に規定する迷惑行為等の事実が確認された場合は、当該入居者に対して、地域優良賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

（明渡しの届出）

第13条 条例第26条第1項の規定による届出は、別記第19号様式による地域優良賃貸住宅明渡し届出書により町長に届出をしなければならない。

(明渡し請求)

第14条 条例第28条第1項第1号から第6号の規定に該当することによる同条の規定に基づく請求は、別記第20号様式による地域優良賃貸住宅明渡し請求書により入居者に請求するものとする。

(立入検査)

第15条 条例第29条の規定に基づき立入検査をする者は、別記第21号様式による立入検査証書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(極度額)

第16条 民法(明治29年法律第89号)第465条の2第1項に規定する極度額は、入居時点の家賃の12ヵ月分とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表(第5条関係)

団地名等	入居者の所得区分	月額家賃
桜坂団地 (2階、3階部分)	186,000円以下	36,000円
	186,000円を超え214,000円以下	42,000円
	214,000円を超え259,000円以下	49,000円
	259,000円を超えるもの	56,000円